

洛中洛外圖攷

田中喜作

昨秋十一月、美術研究所が職人畫繪の發展の跡を原ねて國寶曼殊院本と共に多數の異本を陳列し、一部學界の士に示す所があつた。

當時此の主題がまた洛中洛外圖と稱する遺品の中に屢々好んで描かれて居る事實から、其の片鱗を示すが爲めに、狩野元秀作便面繪の數葉と共に、併せて三條公爵家及び上杉伯爵家襲藏の洛中洛外圖屏風寫眞を出陳し參考に資したことは尙ほ觀者の記憶に新なるものあらう。而して是等の諸作品中、上杉家の同圖屏風一雙は、夙に福井利吉郎氏に依つて確證ある永徳の一作品として紹介されたもの、また元秀の便面繪は、予が嘗て『初期浮世繪聚芳』中に收めて聊か解説を試みたものである。今本誌上に圖版として三條家本を掲ぐるに當つて、再び上杉家本及び元秀便面繪を顧み、併せて帝室博物館藏摸本屏風繪の同じく古永徳と傳へて居る一本を參照して、主題と様式との由つて來る所を考へたい。

元、洛中洛外圖なる主題の作品は、江戸初世この方當代士庶さまざまの風俗と生活との諸相が、繪畫の主題の上に一分野を樹て所謂

浮世繪の一派を起すに及んで、末流の名も無い工人の手に、金碧の濫用と、細密を衒ふための圖樣と、其上摸倣踏襲に容易きとの爲めに、格好の屏風繪として衆俗の需用を滿たし、多數に製作されて今に傳存するもの多きものである。然し上記の作品は、たとへば汎く當代風俗圖の先蹤を、室町末以來の土佐狩野の名流に求め得る如く、こゝにも其の先驅として永徳其の他の巨匠の手に描き遺された作例の二三である。

今、扇面繪に就いては且く措く。其他三條家本を初め上杉家本、博物館本共に何れも一雙の屏風の大幅面に、洛内外の寺社または公武權貴の殿邸等を全く鳥瞰的に、また地理的概念の示すがまゝに、目も疲るゝばかり細寫の筆を運んで、寧ろ圖形的な一畫面を組み立てたものである。其の當代人の地理的概念は其處に自ら距離の遠近を無視して、僅に左右上下の空間に凡有ゆる對象を圖寫するに過ぎない形式に陥ることも等しいが、また例へば上杉家本の畫者の印記を左右にし、博物館本が後人の摸本ながら、左右隻を區別してゐる點を考慮すると、是等の圖樣は何れも兩隻を並立して、左右隻を通

じての兩端を北とし、右隻は洛の西部を、左隻は其の東部を南北に通じて圖寫する點に於ても相等的しい。たゞ三條家本に於ては一隻は向つて右端に北、他隻は同じく右端に南を示す貼紙を見る以外には、左右隻の別を明にし得ないが、畫中の寺社殿邸の圖寫が、多少視野の廣狹の差こそあれ、殆んど相一致せることを見ると、斯本また一雙の兩端を北として左右隻を分つたことが想像される。同時に是れ等三種の遺品が皆何れも系統を同じくし圖様を同じくして、當代畫人の手に好んで圖寫されたものであることをも想像されるであらう。

註。畫中に圖寫された名蹟のうち、例として其の視界の最も廣い、屏風上部に就いて

三本を比較すると、三本共大約左隻は北は鞍馬より南は松尾までを包含し、其の内上杉家本が僅に南して西芳寺梅津に及ぶのみ。また右隻は大約南は東福寺より北は比叡山までを包み、博物館本のみが僅に南に延びて稻荷に筆を起して居るに過ぎない。

而して是等の作品は圖寫の精粗即ち名蹟殿邸の數の多少はあるが、何れも焦墨の細筆を以て各の名蹟に應じて其の周圍の光景を寫し、倦むことも無く兩隻の大畫面を満たし、是れに濃麗の五彩を賦つて圖を了る點にも等しい。唯上杉家本が金地の屏面に圖寫して、稍形式的な、燦爛たる雲金を畫するにも似ず、三條家本が素紙を利用して巧に圖の繁縟を免がれた相違を見るに過ぎない。博物館本は後人の摸本なるが爲に、是れを以て原作を想像することは困難であるが、其の雲形の形式より見て、恐らく上杉家本に類する濃繪の一種であらう。

斯く圖寫の形式に於て相類似し、其の畫致様式に於ても殆んど相近いことは、是等の作品がまた大凡時を前後して畫かれたものであることを想像せしめるが、こゝに自分は先づ是等の作品の製作年代の如何に就いて考慮しなければならぬ。たゞ此の推定に關しては素

より様式と客觀的徵證とに關する検討もさる事ながら、尙別に圖寫の名蹟に關する歴史的或は地理的檢討に由る推定を必要とする。其の上此の兩者の關係の上には、是等の作品が果してそれらの作品の製作當時に於ける、在るがまゝの京洛を圖寫せるものか、或はまた過去の京洛の回想的圖寫が試みられたかの問題をも考慮しなければならぬ。

今先づ客觀的徵證に就いて云はゞ上杉家本の兩隻の一隅に在來畫傳に永徳印として傳録されて居る印記がある博物館本また古永徳と傳してゐる。 尙其の上傳ふる所に據ると本屏風は天正二年三月織田信長が上杉謙信に恩

賞贈與したものであると云ふ文書が上杉家に傳へられて居ると傳聞する。この事實に就いては當代の史籍に所見を缺くが、武徳編年集成既にはれを傳へ、また上杉家臣の編纂にかゝる上杉家二重年表には、洛中圖及び源氏繪屏風を贈る、狩野源四郎貞信の筆なる旨を記してゐる。貞信の名解し難いが何れは此の事實に關するもので、恐らく何等かの史料に由るものであらう。 斯く既に本畫中に永徳の印記を見、また文獻的確證を有する以上、疑ふ餘地の

無い永徳の正蹟であると考へなければならぬと共に、其の製作年代に於ても、彼の生涯を前提として天正二年を下限とする比較的短い年次の間に繪かれたものと推定する事が出來やう。殊に彼が安土城中に濃繪の三國名所を畫いたと云ふ記録總見に想ひ到ると、此の洛中洛外圖の同じく所謂濃繪なることが益々客觀的徵證を合理化する。然し若し此の種の作品に就いて最も常識的に考へられる如く、過去の京洛の回想的圖寫でなく、製作當時の様を如實に描出するものとするれば、こゝに自ら一味の疑問が生ずるであらう。それは左隻第四扇に高昌甚九郎の邸宅を發見することである。元來此の足利季世の一武人が京洛の地に重きをなしたのは主として天文年間、當時の

日録類に屢々、彼に關する記事を見るが、細川兩家記及び長享年後畿内兵亂記に依れば、彼は天文十八年六月二十四日に江口の陣に戰歿した事を傳へて居る。剩る言繼卿記永祿十年七月二十九日の條に彼の舊邸を庭田家に移築する記事がある。また三好、松永の兩族が洛に覇を稱したのも永祿前半までと見なければならぬ。三好邸、右隻第三扇。松永邸、左隻第二扇。また同じ八年には室町將軍邸左隻第一扇に公方様とあるは兵火に燒亡した。

斯うしてたとひ永祿六年雷火の爲に炎上した東寺の塔の圖寫を、強ひて問はないとしても、斯本は正しく永祿十年以前の京洛を圖寫せるものと考へられる。若し此の推定が可能なら永徳の漸く二十歳を越ゆること三四歳の頃で、それにしても是れは稍此の畫致の老巧に驚嘆される。

こゝに問題は一に永徳様式と印記とに係る。然し珍らしくも詳密な文獻を傳へて居る安土城中の彼の遺業も、不幸にして織田氏と共に一朝に亡びて、彼の正蹟と推定し得べきもの殆んど無いに近い。偶それ有るも全く別趣の様式なるもので、何れも斯本を考ふるに足らない。其の上彼の印記の如きも、斯本に見ると類似的の印記は世に其の數は多いが、何れも疑印と見るべきものであることは既に定説がある。随つて是等の點に就いても對照比較するに足る資料は全く存しないが、たゞ此の印記の體様甚だ宜しく、他の作品に見るものと同日の談でないことが、却つて其の傳稱を信せしめる結果となる。斯うして此の作品の筆者如何に就いては、尙多くの研覈の餘地を残して居るが、然し此の印記と傳來とを否定すべき根據の全く存しないことは、やがて又此の作品が永祿の末に若き天才者の手に、

見るがまゝの京洛の情景が繪かれたか、或はまた天正に下つて何等かの圖本に依つて過去の回想的圖寫が試みられたかの何れかに歸する外は無いであらう。

たゞ三條家本は前者に比して、其の圖寫の名蹟概して少く、殿邸に至つて殊に甚だしい。即ち武家にあつては僅に將軍邸、細川兩家、藥師寺等四五を見るのみで、高畠は素より、三好、松永なく東寺も亦視界の外にする。斯うして斯本に於ける歴史的地理的檢討は其の餘地を残す所殆んど無いと共に、是れを一層不利にするものは圖中書入れの文字である。斯本のそれは上杉家本に於けるが如く屏面に直接墨書せるものでなく、貼紙を以てするが爲に、三條家の談話に依るも、久しき收藏の結果嘗て貼紙の多數が剝離した由であることと、また是れが或は後の書入れでないかと疑はるゝ點である。無論此の書入れの書體は是等を足利末と假定するも、必ずしも甚だしい不合理とは考へ得ないであらうが、其の貼紙が圖寫に比して大に失し、畫趣を減殺することの多いのは、少くともこの屏風が畫者の手を離れて後の書入でないかと推されると共に、例へば古く近衛と讀みたるをこのゑとし、また等持寺を等持院とする等にも多少の疑念を懐かしめるものがある。斯うして是等不利な材料を以てして、本圖の製作年代を考へることは寧ろ不可能に近いが、如上の多少の疑點を除いては、是等を漠然と足利季世の京洛と見ることに至つては何人も首肯する所であらう。若し其の様式の前者に比して殆んど近似を見る内にも、尙多少の古致を認めるものがあるなら、我々も亦是に贊意を表したい。

東京帝室博物館藏

四

博物館本に至つてはまた足利氏季世の作であつたであらうが、前二者に比して武家の殿邸に出入多く、殊に若槻、仁木、小笠原等、尙より多く年次を溯ることの出来る豪族の名を見ることは最も注意されると共に花の御所の名を残して居ることも見逃し難い。花の御所の名は何時まであつたか今を明にしない。し得ないが、後法興院記長享二年の記事に既に花の御所舊蹟^〇然し何れは後代の摸本、是れに依つて製作期を推定することは難い。殊に是等の豪族の京洛に重きをなしたのは相當に多年に互つて居るだけ、其の間の複雑な相關關係のみが、漸く歴史的に其の年代を決定するが爲めに、寧ろ其の道に専らな史家の研覈を俟つ外はない。たゞ本圖が古永徳と傳することゝ、圖様の形式が一層上杉家本に近いことは彼の一本の永徳説と共に、永徳繪に就いての一資料とすべきであらう。

自分は今、暫く措いて問はなかつた元秀作便面繪に就いて一應考へて見る必要がある。元來此の作品は形式に於て全く前數者と類を異にし、扇面各一葉に洛中名蹟各一所を圖寫したもので、六十三葉を傳存したと傳へて居る今分散して此の大部分は所在を明にし得ない。 自分は其

傳 永 德 筆 洛中洛外圖屏風摸本 左 隻

の内僅に廿一葉を見たと過ぎないが、各葉何れも其の裏面に名所の註記があつた。夫れに依ると既見の殆んど全部は寺社の名蹟に限られて、貴顯の殿邸とも云ふべきは僅に内裏を見たと過ぎなかつたが、此の多數の便面繪の傳存は恐らく形式を異にしなからず、前者と企畫を等しくする洛中洛外圖の一種であらう。たゞ既見の圖様の少なかつたゞけ、名蹟に關する歴史的檢討の餘地は少いが、珍らしくもこゝに南蠻寺の一葉があつたことは、此の洛中洛外の主題の歴史的位置を甚だしく限定すると共に、尙幸にも斯本には各葉畫者狩野元秀の印記がある。而も其の印記の體様頗る宜しきと、また同一印記を鈐した作品の傳存するもの比較的多く、様式的にも類似することは、斯本が紛ふ方なく彼の遺品であることを證する。たゞ畫傳傳ふる所古畫備考所載慶長六年十一月附、狩野右京宛宗秀書狀に依つて推察すると、此の便面中天正十七年に亡びた南蠻寺を見ることは、當時尙彼の幼弱であつたことが思はれるが、そは尙一層の別論を要するものとして、此の作品が少くとも天正中期中以後慶長に至る頃の作

であることに疑ふ餘地が無い。而して其れが當時盛行の泥繪扇であると共に、其の焦墨細筆の骨描に五彩を賦る様式まで全く前數者と相類することを見るであらう。

こゝに自分は再轉してまた前者屏風繪に及ばなければならぬが、如上の事實より推論するに、三條家本を初め博物館本等が、假令主題の史的検討に依つて永祿を溯ると假定しても、様式の類似は到底餘りに多くの年次を溯ることを容さないが爲に、我々は是等の三四の作品が多少の前後を以て足利氏の最末期より織田氏を中心とする一時代の間製作者されたものであると考へたい。同時に永徳の印記を有し、また古永徳に擬することに尙多少の疑問を懷くとしても、其の樹法と其の石法等一として斯の派の手法ならぬはないことも云ふまでも無い。

然らばこの種洛中洛外圖の先蹤や果して如何。考古畫譜の録する所に依ると、大永に他界した光信と傳ふる洛中洛外圖屏風があり、帝室博物館に其の摸本を藏するとある。然し今同館に藏されてゐるものは明に年中行事圖

(第五扇散逸)

と稱すべき一本で、此の名所繪ではなかつた。同時に自分はまた曾て足利中期を推想せしめる此の種の圖様を見たことが無いが、さればとて此の事實を以て直に如上傳存の諸本を先蹤として此の種の圖様が發達したとは考へ得ないであらう。彼の年中行事圖のやうな、また源氏物語繪のやうな、多數の主題を一屏面に圖寫する形式の屏風繪を畫いたと想像される光信の如き、無論また此の種の洛中洛外

洛中洛外圖攷

右隻

本摸風屏圖外洛中洛筆德永傳

圖の筆者でもあつたであらう。殊に此の形式が既に上代障子繪に發し、相承けて世代を下つたことは尙更に是等を傍證する。其の上名所繪を畫いたと云ふ文獻は一々に擧げるも煩はしい程無數に遺つて居るが、今稍是れに適切な二三を拾ふなら、先づ最も我々の念頭に浮ぶものは最勝四天王院障子繪である。即ち明月記建永二年(承元元年)四月以降五月に互つて御願寺或は新御堂障子繪とあるもので、詳細な記録がある。また群書類從所收、同障子和歌があり、即ち四十六名所を障子に圖したものであつたことを知る。然し障子繪に就てはまた同記寛喜元年七月廿九日の條に

關東入道於本居所作堂障子、書大和名所^{十ヶ}予前宮内卿令詠、歌可押色紙形由詔宰相云々

ものではないであらうが、是等が一轉して永徳の三國名所繪になつたことも肯がはれる。

若しまた京洛の名所繪を求めるなら吾妻鏡文治五年九月十七日平泉寺塔已下注文の條に

次觀自在王院(號阿彌陀堂)基衡妻(宗任女)建立也、四壁圖繪洛陽靈地名所云々

とあるが、是等に至つては恐らく明に形式の上にも遠く此の洛中洛外圖の先蹤をなすものであらう。そして斯く東北の邊陲平泉に關して此の文獻を遺して居ることは、やがて此の種の作品の産出に或る暗示を與へるものと思はれるが、そは今暫く後に譲つて、再び扇面繪を顧みよう。

そも、扇面に名所繪を畫いたと云ふ文獻は、既に大鏡の太政大臣伊尹の條にも見る所で、『六十餘國の歌まくらに名あがりたる所々など』歌繪に畫くこと、素より上代殿上人の間に行はれたであらうことも容易に想像し得るが、此の元秀に見るやうに、多數の扇面に各洛中の一名蹟を繪いて、其れが何れも一たび扇子として仕立てられた跡を見ることは、果して何に由るであらうか。自分は此の事實に就いて次の解釋を下したい。即ち吾妻鏡建久元年十二月七日頼朝入洛の後關東下向の際に

前右大將家關東下向近々之間、御所女房三位局被送餞物等、扇百本在其中、是依内々御氣色及此儀云々

とある。無論此の頼朝下向の餞にしたと云ふ百扇に、京洛名所繪が畫かれたであらうと想像することは、餘りにはしたくない想像であるが、然し斯く多數の扇子を餞とする風習が、若し時下つて群雄尙所に割據した時代に、地方の豪族の下向に當つて、或は名所繪扇が贈られたかも知れないと云ふことは、必ずしも想像に難くはないであらう。それが斯く三條家本其他の屏風繪の盛行を想像し得る時であることは猶更であり、また例へば觀自在王院の四壁に繪かれた名所繪乃至地方の豪族としての信長の座右に、上杉家本があつたと云

ふ文獻は、此の種の作品が多く地方の貴顯の爲に圖繪されたであらうと猶更に想像されるであらう。

こゝに問題は再び一轉せざるを得ない。即ち此の種の京洛名所繪が、旨として地方の豪貴の爲に、衰へたりとは云へ京畿文化の地を偲ぶよすがとして繪かれたと思はれることは、同時にまた是れが恐らくは原則として在るがまゝの京洛の光景が圖寫されたであらうと想像せしめると共に、若し過去の京洛の追想的圖寫が行はれたとしても、そは寧ろ偶々特殊な需要を充たすものであつたであらうと想像されることである。若し此の想像が可能なら、我々は再び轉じて上杉家本の永徳説に對する否定的見地に一步を近づける結果となるが、然し當代に於ける此の主題の盛行の影に、僅に遺された是等三四の作品が、必ずしも原則的な在るがまゝの京洛の圖寫であらうと考へねばならぬ理由とはならないと共に、恐らくは尙古き、原則的な圖本が何人かに依つて描かれたにも拘らず、不幸にして湮滅して今に傳へないのでないか。所謂特殊な需要に由る過去の回想的圖寫の一二が遺されたのでないか。上杉家本の印記と傳來とを否定すべき根據の無い以上、斯く考へる外はない。殊に博物館本が主題の歴史の検討より、より古き時代を想像し得るにも拘らず、其の様式的是れに應はしからぬは、尙更是れを裏書するものであらう。唯元秀筆扇面繪に至つては亦同じく此の種の回想的圖寫の一例とも考へ得るが、然しこゝには猶より多く研覈の餘地を残して居る。即ち上記狩野右京宛宗秀の書狀中に見るまだ幼弱な甚吉なるものは或は甚

元秀筆 便面洛中洛外圖

東京 丹綠堂舊藏

同上

永德筆
洛中洛外圖屏風
左隻

東京
伯爵
上杉憲章氏藏

同上

右隻

之丞元秀とは異人であらうかの問題である。其の上畫傳の傳ふる所、當代の畫人に關して殆んど其の傳歴の定かならぬものがあるから、今備に是れを闡明することは難い。それよりも此の一本が前者とは稍時後れて圖寫された一例として、徳川期に於ける此の主題の作品を連繫するものと見ることが出来るなら、其れを以て足れりとしたい。

そは何れともあれ、是等數本の洛中洛外圖は多少の年次を前後して、何れも織田氏の盛時を中心とする數十年の間に、狩野派畫人の手に依つて産出されたものである點に至つては疑ふべき餘地はないであらう。たゞ當時に於ける斯派の作品中、此の種の細畫を繪いた類品が殆んど傳存しないが爲めに明に様式の推移に就いて考ふるに困難なるを思ふ。然し是等の作品が何れも士庶老若の凡有ゆる生活と凡有ゆる風俗とを見るがまゝに細寫して屏風の大畫面の一角から一角にまで、繪くものゝ盡きない愛着を宛らに見得るも喜ばしく、殊に圖版第五に見る三條家本の細部即ち『三せうにしとの』の鶯進獻のさまの如き、各様の人物が輕雋の筆觸の中に自ら躍動するを見るであらう。而して其の樹法に石法にまた簡古の畫致饒にして光信と傳へて居る堅田圖（帝室博物館藏）に一味の共通點を見ることがも、本圖が他に比して稍時を溯るものと見得る點であらう。

若し全圖に就いて興味ある場面を拾ふなら同家本左隻第三扇の染物師、第五扇の茶筌賣、第六扇の田樂、右隻第一扇の大工、第三扇の巫子、第四扇の猿曳、第五扇の手くゞつ等、また是等を上杉家本の隨所に求め得べく、町家の家並に深く暖簾を垂れて、各種各様の

物賣るさまと共に、宛らの職人盡繪であらう。また公武の年中行事から勸進能、祇園祭、犬追物、田樂、風呂、追羽子等何れ風俗資料としておかしからぬはなく、前髪の喝食に、片身變りの衣裳を着けた童子に、子を籠に入れて路傍に乳を飲ます女に、行人の袖をひく辻君に、何れか觀るものゝ心を和めないものは無い。たゞ是等の原本既に見るが如き細密の屏風繪、是れを小紙面に圖版として、其の興趣の殆んど減殺されることは惜しみても餘りがある。

尚洛中洛外圖に就いては江戸の初世に入つて圖卷の形式をなすものまた稀ではないが、そは町繪の多數と共に今多く云ふを須ひない。

追記

本篇校正を了るに當つて僚友脇本十九郎君から上杉家本洛中洛外圖屏風に關する一資料を得た。それは誰人の手録に成つたものか、『上杉謙信公年譜』なる小冊子の天正二年の條に、三月某日織田信長謙信公に永徳の京洛内外名所の屏風一雙を贈る旨を記せるを見たこと云ふことである。斯く年譜中にも此の事實を編録することは、上記上杉家二重年表の記事と共に、益々何等かの確實な史料のあつたことを想像せしめる。今其の厚意を謝して此處に附記すると共に、夫れにつけても想ひ出でらるゝは、嘗て故中川忠順先生から上杉家關係の史料に就いては故星野日子四郎氏に質すべき旨の示教を得ながら、予が疎懶の性の、遂に今に至つて其の人既に無く、また質すに由なきことである。